

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成31年1月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800112 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800031 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間及び昭和 47 年 4 月から昭和 48 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 25 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 45 年*月から昭和 46 年 9 月まで
② 昭和 47 年 4 月から昭和 48 年 3 月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。母親は高齢のため、詳しいことまでは覚えていないが、自宅に来た集金人に自身の保険料と一緒に私の分も納付してくれていた。請求期間①及び②について、母親の年金記録は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①は*か月と比較的短期間であり、請求期間②は 12 か月と短期間であるほか、請求者の請求期間①及び②に係る保険料納付を行ったとする母親は、国民年金制度開始の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の前月までの保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 6 月頃に A 市において払い出されたものと推認されることから、この頃に請求者の加入手続が行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 45 年*月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、母親は、少なくとも請求期間①の一部及び請求期間②の保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であったものとみられる。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、請求期間①直後であり、請求期間②直前である昭和46年10月から昭和47年3月までの期間の保険料は、昭和48年12月頃に過年度保険料として遡って納付されており、母親は、請求者に係る保険料の未納の解消に努めていたものとみられる。

加えて、請求者と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された同質性の高い他の被保険者の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和46年4月から昭和48年3月までの期間の保険料が遡って納付されていることが確認できることから、母親が、請求者の請求期間①のうち、昭和46年4月から同年9月までの期間及び請求期間②の保険料を過年度保険料として納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①のうち、昭和46年4月から同年9月までの期間及び請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、上述の加入手続時期（昭和48年6月頃）を基準とすると、請求者は、請求期間①及び②当時において国民年金に未加入であったことから、母親が請求期間①及び②の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられるほか、請求期間①のうち、昭和45年*月から昭和46年3月までの期間の保険料については、同質性の高い他の被保険者の記録を見ても当該期間の保険料が納付された形跡は見当たらないことから、母親が当該期間の保険料を遡って納付したとする事情を見いだすことはできない。

また、請求者は、母親の保険料が納付済みであるのに、自身の保険料が未納とされていることに疑念を抱いているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、母親は、請求期間①前（昭和36年1月頃）に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間①及び②当時において国民年金に加入し保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、請求者については、前述のとおり、請求期間②後（昭和48年6月頃）に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間①及び②当時において国民年金に未加入であったことから、母親とは状況が異なる。

さらに、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、母親が請求期間①のうち、昭和45年*月から昭和46年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、昭和45年*月から昭和46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800121 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800070 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から平成 4 年 6 月 1 日まで
平成 2 年 6 月 1 日から A 事業所において C 職として勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。当時、健康保険被保険者証を使用した覚えがあり、当該期間を保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された請求者の人事記録台帳及び回答並びに D 共済組合から提出された請求者の人事記録簿及び E 共済組合 F 支部から提出された請求者の人事記録により、請求者は、請求期間において C 職として、A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求期間当時、A 事業所に勤務する C 職に係る社会保険事務を行っていた G 機関は、C 職に対する社会保険の取扱いについて、平成 15 年 3 月までは H 健康保険組合に加入させていたものの、平成 7 年までは厚生年金保険に加入させていなかった記録がある旨回答しているところ、請求者が名前を挙げた同僚は、同事業所に勤務した期間のうち、C 職であった期間は厚生年金保険に加入していなかったと思われる旨回答している。

また、請求者は、請求期間当時、A 事業所には 20 人から 30 人の C 職が勤務しており、請求者と同時期に採用された C 職は 10 人程度であった旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該期間に係る健康保険の整理番号は連番になっており欠番はなく、請求者、上述の同僚及び当該同僚が名前を挙げた複数の同僚の氏名は確認できない。

さらに、B 社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したかは不明である旨回答しており、同社及び G 機関は当時の資料を保管していない上、請求者は、給与明細書等を所持していないことから、当該期間に係る厚生

年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800107号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800071号

第1 結論

昭和50年4月2日から同年7月28日までの期間、昭和50年8月1日から同年12月26日までの期間、昭和51年4月2日から同年7月31日までの期間、昭和51年8月2日から同年12月28日までの期間及び昭和52年4月2日から同年8月30日までの期間について、請求者のA社における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

昭和52年8月30日から同年10月29日までの期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和53年から昭和54年までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和50年4月2日から同年7月28日まで
② 昭和50年8月1日から同年12月26日まで
③ 昭和51年4月2日から同年7月31日まで
④ 昭和51年8月2日から同年12月28日まで
⑤ 昭和52年4月2日から同年8月30日まで
⑥ 昭和52年8月30日から同年10月29日まで
⑦ 昭和53年から昭和54年まで

請求期間①から⑤までについて、A社に係る船員保険の記録が、実際に支給されていた給与に比べて低い額となっている。

請求期間⑥について、船員保険の資格喪失年月日は昭和52年8月30日と記録されているところ、船員手帳の雇止年月日は昭和52年10月29日と記載されており、同日まではA社が所有するC丸に甲板員として乗船していたはずであるのに、当該期間に係る船員保険の被保険者記録がない。

請求期間⑦について、昭和53年頃から昭和54年頃までB社に塗装工として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①から⑦までについて、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までの期間について、A社は、平成4年6月1日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、同社は平成7年8月21日に清算終了している上、閉鎖当時の事業主は当時の資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る給与支払額及び船員保険料の控除額について確認できない。

また、A社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、請求期間①から⑤当時、A社に係る船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、請求者と同職種の甲板員であった者の標準報酬月額は、いずれも請求者の標準報酬月額と同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

加えて、請求者は給与明細書等の資料を保管していない上、請求期間①から⑤当時、A社において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、回答のあった同僚は、いずれも同社に係る給与明細書等を保管していない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までの期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間⑥について、船員保険の記録は、資格喪失年月日が昭和52年8月30日とされているところ、請求者から提出された船員手帳によると、A社の雇止年月日は昭和52年10月29日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、A社を退職した後は、D県に転居したと陳述しているところ、戸籍の附票によると、昭和52年8月19日付けでE県からD県に住所地を変更していることが確認できる。

また、上述のとおり、A社は、平成4年6月1日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、同社は平成7年8月21日に清算終了している上、閉鎖当時の事業主は当時の資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、請求期間⑥当時、A社において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の退職時期を覚えている同僚はいない。

このほか、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が船員保険被保険者として請求期間⑥に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間⑦について、事業主から提出された昭和53年4月から同年12月までの賃金明細書並びに事業主及び複数の同僚の陳述等から、請求者は、昭和53年4月頃から同年12月頃までについてはB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求者の社会保険の加入の手続きは行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨陳述している。

また、上述の賃金明細書によると、請求者の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。